

NEWSWAVE

～新しい時代を切り拓く実践経営情報紙～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田200-2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

018年新卒採用活動時期「変更なし」 経団連決定 4年生の面接は6月から

日本経済団体連合会は(経団連)は8月30日、2018年の新卒採用について、「広報活動3月解禁・選考活動6月解禁」とした17年新卒採用のスケジュールから「変更しない」ことを決定し、榊原会長が記者会見で明らかにした。企業、大学、学生等から毎年大きな関心を集める「就活時期」は、この決定で「現状維持」に収まった。

その理由を同会長は、「選考解禁を前年から2ヵ月前倒しにした17年新卒のスケジュール変更について、学生・企業の双方から一定の評価を得られている」ことを指摘した。双方のアンケートによれば70%が好評価を与えたという。これまで採用・就職活動の長期化などの問題が通底にあり、時期変更は毎年の「行事」のように変わり対応に大わらわだった。

同会長は「広報活動の短期化により、企業研究やマッチングなどの面で(採用側と学生側に)課題は残るものの、新卒採用活動に向け早期に経団連の方針を示す必要がある」ため総合的に判断したという。経団連には「採用選考に関する指針」(会員企業の倫理憲章)があり、政府ともども各業界団体に遵守を要請している。指針には「企業の自己責任の原則の下、指針の遵守を願う」とある。19年新卒以降のスケジュールについては、「現段階では白紙の状態」とし、あらゆる選択肢を考慮してもう少し時間を検討し来春までには公表したいと述べた。

事業承継税制の認定件数が大幅増加 15年は過去6年年平均件数の2.6倍

2015年から事業承継税制(非上場株式の相続・贈与税の納税猶予制度)が使いやすくなったことでその利用が大幅に伸びていることが、経済産業省が公表した2017年度税制改正要望の資料で明らかになった。

資料によると、雇用要件の緩和など事業承継税制の新制度が施行された2015年の認定件数は推計456件で、過去6年間の年平均件数173件に対して約2.6倍に伸びている。

2015年分の相続税の認定件数は、2015年1月～10月の10ヵ月分の実績値154件に、11月～12月の2ヵ月分についても、同数の認定がなされるものと推計し30件を上乗せしている。

この結果、相続税は2014年分の151件から推計184件に増加したが、特に、先代経営者の役員退任要件等が緩和されたことによる影響から、2015年の贈与税の認定件数は2014年の47件から272件へと5.9倍に増加している。

2015年1月からの事業承継税制の主な変更点は、(1)親族外承継を対象化、(2)相続・贈与前の雇用の8割を「5年間毎年」維持しなければならなかったところを、「5年間平均」で評価、(3)先代経営者は贈与時に役員を退任しなければならなかったところを、有給役員で残留可としたこと、(4)要件を満たせず猶予打ち切りとなった際に承継5年超で5年間の利子税を免除するなど納税猶予打ち切りリスクを緩和、などがある。



**弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております！！
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください**

メールアドレス

@

※FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

※ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。